

岩手大学不動産管理規則

平成 16 年 4 月 1 日 制 定
令和 7 年 3 月 26 日 最終改正

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条～第 6 条)
- 第 2 章 管理 (第 7 条～第 13 条)
- 第 3 章 雑則 (第 14 条～第 19 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、岩手大学の不動産の取得、維持、保存、運用、処分（以下「管理」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、不動産の適正かつ効率的で良好な管理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 不動産の管理については、別に定めがある場合を除き、この規則の定めるところによる。

(不動産の範囲)

第 3 条 この規則において「不動産」とは、岩手大学が所有する次の各号に掲げるものをいう。

- 一 土地
- 二 建物（建物附属設備を含む）
- 三 構築物
- 四 立木竹
- 五 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- 六 地上権、地役権、水利権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 七 特許権、実用新案権、商標権、著作権その他のこれらに準ずる権利
- 八 出資による権利

(借用不動産)

第 4 条 岩手大学が借用する不動産の管理については、この規則を準用する。

(区分)

第 5 条 岩手大学が管理する不動産は、第 3 条各号の種類により区分する。

(管理の機関)

第 6 条 不動産の管理は、学長が行うものとする。

- 2 学長は、事故があるとき又は必要と認めるときは、管理の職務を他の役員又は職員に代理させることができる。

第 2 章 管理

(取得の措置)

第7条 学長は、新たに不動産を取得しようとするときは、経理責任者に対し、次の各号に掲げる事項を明かにして取得のために必要な措置を指示するものとする。

- 一 件名
- 二 必要とする不動産の概要
- 三 必要とする理由
- 四 取得の時期及び取得を必要とする場所
- 五 予算及び見込額
- 六 その他必要な事項

(不動産の監守等)

第8条 学長は、別表の定めるところにより不動産監守者を置くものとする。

2 前項の不動産監守者の事務の範囲等については、別に定める。

(不用の決定)

第9条 学長は岩手大学において使用する必要がなくなったとき、又は使用することができなくなったときは、不用の決定をすることができる。

(売払等)

第10条 不用の決定をした不動産は、これを売り払い又は交換（以下「売払等」という。）することができる。

2 学長は、売払等しようとするときは、経理責任者に対し、売払等のために必要な措置の指示をしなければならない。

3 売払等することが不利又は不適當である不動産及び売払等することができない不動産については、これを廃棄することができる。

(重要財産の処分)

第11条 文部科学省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(貸付)

第12条 不動産は、大学の事務又は事業に支障がないと認められる場合には、貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付は有償とする。

3 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる場合には、不動産を時価よりも低い対価又は無償でこれを貸し付けることができる。

一 岩手大学の事務又は事業の用に供する土地、建物その他の物件の工事又は製造等のため必要な不動産を貸し付ける場合

二 その他特に必要があると認め、不動産を貸し付ける場合

4 不動産の貸付の申し出を受けたときは、必要事項を記載した書面により申請させるものとする。

5 前項の承認をしたときは、貸付を許可する書類を貸付申請者に交付するものとする。

6 貸付料算定基準については、別に定める。

7 本条第1項から第6項までの規定にかかわらず、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第34条の2の規定に該当する不動産の貸付は、文部科学大臣の認可をうけるものとし、その手続きその他貸付に係る事項は、同法並びに同法に基づく政令、省令及び通達等の定めるところによるものとする。

(借用)

第13条 不動産の借用を受けるときは、所有者から不動産の借用を許可する文書を得なければ

ばならない。

2 前項の借用を受けたときは、借用証を所有者に交付するものとする。

3 借用が終了したときは、借用証と交換して不動産を所有者に返却するものとする。

第3章 雑則

(帳簿)

第14条 不動産の管理にあたっては、帳簿を備え、必要な事項を記載しなければならない。

(不動産の管理状況等)

第15条 学長は、毎事業年度末における不動産の管理状況等を、翌年度の5月末までにとりまとめるものとする。

(滅失又はき損)

第16条 不動産を使用する役員又は職員は、不動産を滅失し又はき損したときは、学長に不動産の滅失き損に係る報告をしなければならない。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、現状を調査して必要な措置をとるものとする。

(検査)

第17条 不動産については、毎事業年度1回以上の検査をしなければならない。

(保険)

第18条 必要があるときは、不動産に保険を付することができる。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年5月17日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 5 年 2 月 24 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第8条関係)

不 動 産 監 守 者	範 囲
法人運営部次長	他の不動産監守者に係る範囲を除く範囲
学務部長	学務部に係る範囲 ただし、国際教育センター、教学マネジメントセンター、地域協創教育センター、教員養成支援センター、保健管理センターに係る範囲を含む
研究・地域連携部長	研究・地域連携部に係る範囲 ただし、研究支援・産学連携センターに係る範囲を含む。
人文社会科学部長	人文社会科学部に係る範囲
教育学部長	教育学部に係る範囲 ただし、教員養成支援センター及び平泉文化研究センターに係る範囲を含む
教育学部附属幼稚園長	附属幼稚園に係る範囲
教育学部附属小学校長	附属小学校に係る範囲
教育学部附属中学校長	附属中学校に係る範囲
教育学部附属特別支援学校長	附属特別支援学校に係る範囲
理工学部長	理工学部に係る範囲 ただし、地域防災研究センターに係る範囲を含む
農学部長	農学部に係る範囲 ただし、附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センターに係る範囲を除き、連合農学研究科に係る範囲を含む
農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター長	附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センターに係る範囲
獣医学部長	獣医学部に係る範囲
三陸水産研究センター長	三陸水産研究センターに係る範囲
ものづくり技術研究センター長	ものづくり技術研究センターに係る範囲
図書館長	図書館に係る範囲
情報基盤センター長	情報基盤センターに係る範囲
R I 総合実験センター長	R I 総合実験センターに係る範囲